

南知多町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び環境衛生の向上を図るため、南知多町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この補助金は、南知多町合併処理浄化槽設置事業費補助金（以下「補助金」という。）と称する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）
第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下BODという。）除去率90%以上、かつ放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 補助対象合併処理浄化槽 前号の合併処理浄化槽のうち50人槽以下の浄化槽であって、次のいずれにも適合するものをいう。
 - ア 別表1に定める環境配慮型浄化槽であること。
 - イ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。
 - ウ 10人槽以下のものについては、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されているものであること。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取り処分する方式の便槽を含む。）をいう。

- (5) 新設 新たに補助対象合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (6) 転換 建替え、増築等の建築行為を伴わず、現に既存の住宅から排出するし尿を処理している単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、当該住宅から排出するし尿と雑排水の処理を合併処理浄化槽に変更することをいう。
- (7) 撤去 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去することをいう。
- (8) 宅内配管工事 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する際の合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水が流れる配管）、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管の工事をいう。ただし、住宅を新築する場合及び既存住宅等の建て替え、増改築する場合を除く。

(補助金の交付)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、南知多町大字日間賀島を除く町内全域において、新設又は転換により補助対象合併処理浄化槽を設置する者であり、町長は、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付をしないものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 南知多町内に住所を有しない者（南知多町に居住しようとするものを除く。）
- (3) 販売又は賃貸の目的で、建築物を建築し、合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (5) 自らの居住の用に供する部分を含まない建物に合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 合併処理浄化槽又は集中処理浄化槽を使用していた住宅から建替え、転居等により合併処理浄化槽を設置する者（ただし、転入する場合、集合住宅等から転居する場合及び合併処理浄化槽又は集中処理浄化槽を使用している世帯か

ら世帯の一部が分家等により世帯分離して合併処理浄化槽を設置する場合を除く。)

(7) 同一敷地内のし尿（くみ取り便槽を除く。）及び生活雑排水の全てを合併処理浄化槽へ接続しない者

(8) 市町村民税等の滞納、債務不履行がある者

(9) その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

(補助金の交付額)

第5条 補助金の対象となる工事費（以下「補助対象工事費」という。）及び補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、別表2に定める額を限度とする。

2 補助対象工事費の額が別表2に定める補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助金の額とする。また、補助対象工事費が補助限度額以下であれば当該工事費を補助金の限度額とする。

3 前項に規定する補助限度額の人槽の判定は、設置しようとする補助対象合併処理浄化槽の人槽が日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S - A - 3302 - 2000）」表（以下「算定表」という。）による算定基準を上回る場合は、算定表で算定した基準の人槽によるものとする。ただし、居住の用に供する部分以外の用途を含む場合の補助限度額は、算定表で算定した居住の用に供する部分の基準の人槽とする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 合併処理浄化槽を設置する前の住宅において既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用していたことがわかる書類（浄化槽法定検査結果の写し、浄化槽保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し及び既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽の写真のうち、いずれか一つ）

(2) 設置場所の案内図

- (3) 配置図及び配管図
 - (4) 法第5条第1項の規定に基づく審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認通知書（し尿浄化槽調書を含む。）の写し
 - (5) 見積書及び工事請負契約書の写し
 - (6) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
 - (7) 住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
 - (8) 全浄協に登録された浄化槽にあつては、登録証の写しと併せて登録浄化槽管理票（C票）
 - (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
 - (10) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会終了証書（昭和62年以前に資格を取得した者）の写し
 - (11) 申請者本人の申請時における直近の市町村民税の納税証明書及び南知多町における固定資産税並びに国民健康保険税の納税証明書。ただし、その年の1月1日現在、町内在住者で、町職員が確認することに同意し、同意書（様式第2号）を提出した場合を除く。
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- 2 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する者が補助金の交付を受けようとするときは、前項の規定に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の配置図
 - (2) 撤去工事にかかる見積書及び工事請負契約書の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 宅内配管工事を行う者が補助金の交付を受けようとするときは、前第1項及び前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 宅内配管工事に係る配管図
 - (2) 宅内配管工事に係る見積書及び工事請負契約書の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第8条 補助対象者は、第6条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金変更承認申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を補助金変更承認書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、合併処理浄化槽の設置が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（設置者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 法第7条及び第11条の規定に基づく浄化槽の法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- (3) 浄化槽設置工事の施工写真
- (4) 浄化槽設置工事施工者による各種検査項目のチェックリスト

- (5) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (6) 合併処理浄化槽設置工事に係る領収書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽使用廃止届出書（愛知県受理済み）の写し
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去の施工写真
- (3) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）
- (4) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事に係る領収書の写し
- (5) 撤去をした単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

3 宅内配管工事を行った補助対象者は、前第1項及び前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宅内配管工事の施工写真
- (2) 宅内配管工事に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 町長は、前条第1項の規定により提出された実績報告書を受領したときは、速やかに審査するとともに、現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定により補助金交付額確定通知書を受領した補助対象者は、補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助対象者から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があったとき。

(検査)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、担当職員をして合併処理浄化槽の設置工事の状況を現場において確認させるものとする。

(合併処理浄化槽の管理等)

第14条 補助対象者は、工事完了後の合併処理浄化槽を正常に稼動するように、法を遵守し、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 町長は、補助金交付後においても、必要に応じて合併処理浄化槽の設置及び管理の状況を調査することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであって、この要綱の施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

環境配慮型浄化槽の性能要件

消費電力基準 以下の消費電力基準以下であること。

表1 消費電力基準（通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型）

| 人槽（人） | 消費電力 （通常型） | 消費電力 （BOD 10mg/L以 下） | 消費電力 （りん除去 型） |
|-----------|----------------|----------------------------|---------------------|
| 5 | 39 | 53 | 83 |
| 7 | 55 | 75 | 90 |
| n（10人槽以上） | $n \times 7.5$ | $n \times 10.2$ | $n \times 15.7$ |

別表2（第5条関係）

（1）合併処理浄化槽設置費

| 規模等 | | 補助限度額 | |
|------------|-----------------------|----------|----------|
| | | 新設 | 転換 |
| 5～50 人槽 | 居住用部分の延床面積が130 ㎡以下 | 332,000円 | 498,000円 |

| | | | |
|--|---------------------------|----------|----------|
| | 居住用部分の延床面積が130 ㎡を超えるもの | 414,000円 | 621,000円 |
| | 居住用部分が二世帯住宅 | 548,000円 | 822,000円 |

(2)撤去費及び宅内配管工事費

| | 適用 | 補助限度額 |
|---------|---------------------------------|----------|
| 撤去費 | 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費 | 90,000円 |
| 宅内配管工事費 | 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換における宅内配管工事費 | 300,000円 |